

陳 情	受 理 番 号	114	受 理 年 月 日	令和元年 11 月 15 日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について					

「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置
期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について（依頼）

沖縄県介護保険広域連合議会においては、令和元年 11 月 12 日第 53 回議会臨時会で「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書」を議決しました。

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件にかかる経過措置期間が、省令に基づき令和 3 年 3 月 31 日に終了した場合、既存の居宅介護支援事業所において管理者として主任介護支援専門員を確保できないことから、廃止又は休止による事業所の閉鎖が生じ利用者に大きな混乱をあたえることが懸念されます。

私たちの主旨をご理解いただき、貴議会においても「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書」を政府並びに関係機関に提出されますことを陳情いたします。

陳 情 書

陳 情 趣 旨

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正（平成30年1月18日厚生労働省令改正、平成30年4月1日施行）において、居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援員と定め、経過措置期間として令和3年3月31日までの間と定められました。

介護支援専門員が主任介護支援専門員になるためには、専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者が、主任介護支援専門員研修（70時間）を受ける必要があります。

しかしながら、沖縄県内の居宅介護支援事業所・介護支援専門員の現状は、「実務経験が足りなくて研修が受講できない」「1人ケアマネ、小規模事業所のために研修を受講したくても経済面や事業運営面で受講できない」等容易に研修が受講できない状況にあります。

経過措置期間が令和3年3月31日に終了した場合、県内の事業所で主任介護支援専門員を確保できないことにより廃業又は休止による事業所の閉鎖が生じ、高齢者に必要な介護サービスが提供できない重大な社会問題が発生することが懸念されます。

そのような現状を踏まえ、全国的にも日本介護支援専門員協会をはじめ多くの自治体（保険者）が経過措置期間の延長を訴えております。

特に、島しょ県である沖縄は、他の都道府県よりも介護サービスを利用する高齢者をはじめ居宅介護事業所、保険者の介護サービス基盤に大きく影響するものと想定されます。

私たち、沖縄県介護保険広域連合議会は、そのことを喫緊の課題として捉え11月12日の第53回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会で意見書を議決しました。

述べてきた趣旨から、貴議会が「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書」を政府並びに関係機関に提出されますことを陳情いたします。

陳 情 項 目

1. 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書を国に提出すること。



発議第1号

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に
関する意見書

上記の議案を沖縄県介護保険広域連合議会会議規則第14条の規定により
提出します。

令和元年11月12日

沖縄県介護保険広域連合
議会議長 田仲 康榮 様

提出者 沖縄県介護保険広域連合議会議員

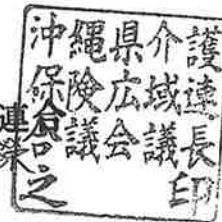
賛成者 沖縄県介護保険広域連合議会議員

”

吉永浩
森山悟
比嘉麻乃

令和元年11月12日
原案可決

沖縄県介護保険広域連合議会
議長 田仲康榮



居宅介護支援事業所の管理者の資格要件 に係る経過措置期間延長に関する意見書

本広域連合は、平成15年4月の設立以来、高齢者が、住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができる介護保険事業の実現に向けて着実に成果を上げてきた。

特に事業実施にあたっては、広域連合を構成する29市町村のうち、約半数近くが離島地域及び小規模町村であり、地理的条件、介護サービス提供基盤、社会資源、人的資源等、実情が異なることから、構成市町村の地域特性を考慮した上で中長期的な視点を持って、保険者機能の強化等に努めてきた。

しかしながら、国による制度整備と支援、業界挙げての努力にもかかわらず、沖縄県内においては、介護・福祉人材の確保は厳しく利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況である。

このような中、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正（平成30年1月18日厚生労働省令改正、平成30年4月1日施行）において、居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員と定め、経過措置期間として令和3年3月31日までの間と定めているが、介護支援専門員が主任介護支援専門員になるための条件は、専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者が、主任介護支援専門員研修（70時間）を受けることであるが、経過措置期間が3年しかないため、管理者の要件を満たすことができず、事業所を廃止又は休止せざるを得ない状況が発生し、利用者に大きな混乱が生じる恐れがある。

居宅介護支援事業所は、介護が必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるように支援する重要な役割を担うと共に沖縄県の介護サービス基盤強化に大きく貢献していることから、高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていくためには、当分の間、居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間を延長する必要がある。

よって、政府におかれては、沖縄県のこのような状況を鑑み、下記事項について十分な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を最低でも6年以上（令和6年3月31日）まで延長すること。
2. 介護支援専門員が容易に主任介護支援専門員研修を受講できるように環境整備を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年11月12日

沖縄県介護保険広域連合議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件
に係る経過措置期間延長に関する意見書（案）

本市（本町、本村）は、介護保険制度が創設された平成12年4月以来、高齢者が、住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができる介護保険事業の実現に向けて取り組み着実に成果を上げてきた。

特に事業実施にあたっては、沖縄県介護保険広域連合を構成する29市町村の一員として、地理的条件、介護サービス提供基盤、社会資源、人的資源等、実情が異なる中、構成市町村の地域特性を考慮した上で中長期的な視点を持って、保険者である広域連合とともに一丸となって保険者機能の強化等に努めてきた。

しかしながら、国による制度整備と支援、業界挙げての努力にもかかわらず、沖縄県内においては、介護・福祉人材の確保は厳しく利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況である。

このような中、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正（平成30年1月18日厚生労働省令改正、平成30年4月1日施行）において、居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員とし、経過措置期間として令和3年3月31日までの間と定められた。介護支援専門員が主任介護支援専門員になるための条件は、専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者が、主任介護支援専門員研修（70時間）を受けることとなっているが、経過措置期間が3年しかないため、管理者の要件を満たすことができず、事業所を廃止又は休止せざるを得ない状況が発生し、利用者に大きな混乱が生じる恐れがある。

居宅介護支援事業所は、介護が必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるように支援する重要な役割を担うと共に沖縄県内市町村の介護サービス基盤強化に大きく貢献している。高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていくためには、当分の間、居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間を延長する必要がある。

よって、政府におかれては、沖縄県のこのような状況を鑑み、下記事項について十分な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を最低でも6年以上（令和6年3月31日）まで延長すること。
2. 介護支援専門員が容易に主任介護支援専門員研修を受講できるように環境

整備を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

沖縄県〇〇市（町、村）議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣